

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書

連結事業年度	：	：	法人名	( )
--------	---	---	-----	-----

別表三の二付表二 令四・四・一以後終了連結事業年度分

連結留保税額の個別帰属額の計算					
連結個別留保税額 (8) + (9) + (10)	1	円	連結留保税額 (別表三の二「8」)	3	
各連結法人の連結個別留保税額の合計額 (各連結法人の(1)の合計額)	2		連結留保税額の個別帰属額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$	4	
連結個別留保税額の計算					
年 3,000 万円 相当 額 以下 の 金額 (24) 又は $(3,000 \text{万円} \times \frac{\quad}{12})$ のいずれか少ない金額	5	円	(5) の 10 % 相当 額	8	
年 3,000 万円 相当 額 を 超 え 年 1 億 円 相当 額 以下 の 金額 ((24) - (5)) 又は $(1 \text{億円} \times \frac{\quad}{12} - (5))$ のいずれか少ない金額	6		(6) の 15 % 相当 額	9	
年 1 億 円 相当 額 を 超 え る 金額 (24) - (5) - (6)	7		(7) の 20 % 相当 額	10	
基準個別留保金額の計算					
個 別 留 保 所 得 金 額 (別表四の二付表「55の②」)	11	円	住 民 税 (別表一の二「5」+「7」)及び(別表一の二「10の外書」)のうち、帰せられる金額  個 別 所 得 金 額 に 係 る 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額  連 結 親 法 人 が 中 小 連 結 親 法 人 以 外 の 場 合 (25) + (26) - (別表一の二「12」のうち帰せられる金額) - 別表六の二(二)付表「18」 - 別表六の二(十)「10」 - 別表六の二(十一)「19」 - 別表六の二(十二)「20」 - 別表六の二(十九)「9」 - 別表六の二(二十)「20」 - 別表六の二(二十六)「25」 - 別表六の二(二十七)「13」)  連 結 親 法 人 が 中 小 連 結 親 法 人 の 場 合 (25) + (26) - (別表一の二「12」のうち帰せられる金額) - 別表六の二(二)付表「18」 - 別表六の二(六)付表「17」 - 別表六の二(九)付表「11」 - 別表六の二(十)「10」 - 別表六の二(十一)「19」 - 別表六の二(十二)「20」 - 別表六の二(十五)「12」 - 別表六の二(十六)「11」 - (別表六の二(十七)付表三「17」+「20」) - 別表六の二(十九)「9」 - 別表六の二(二十)「20」 - 別表六の二(二十一)付表「8」 - 別表六の二(二十二)付表「7」 - 別表六の二(二十四)「15」 - 別表六の二(二十五)「32」 - 別表六の二(二十六)「25」 - 別表六の二(二十七)「13」)  住 民 税 額 ((25) 又は ((27) 又は (28)) のいずれか多い金額) × 10.4 %  特 定 寄 附 金 の 額 の 合 計 額 に 係 る 控 除 額 (特定寄附金の額の合計額) × 40 %  ((27) 又は (28)) + (別表一の二「12」のうち帰せられる金額) + (別表六の二(二)付表「18」)  調 整 個 別 帰 属 地 方 税 額 に 係 る 控 除 額 (((25) 又は (31) のいずれか多い金額) × 10.4 %) × 20 %  住 民 税 額 から 控 除 さ れ る 金 額 (30) 又は (32) のいずれか少ない金額	25	円
前期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(13))	12			26	
当期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。)	13			27	
連結留保税額及び分配時調整外国税相当額の個別帰属額並びに(17)がないものとした場合の法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額	14			28	
連結留保税額及び分配時調整外国税相当額の個別帰属額並びに(17)がないものとした場合の法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額から分配時調整外国税相当額の個別帰属額を控除した金額	15			29	
住 民 税 額 (34)	16			30	
外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の六)「9」)	17			31	
法人税及び地方法人税の負担額等の合計額 (15) + (16) - (17) (マイナスの場合は0)	18			32	
連結法人間配当等の当期支払額	19			33	
連結法人間配当等の当期受取額	20			34	
他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額 (別表三の二付表三「21」)	21				
当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 (11) + (12) - (13) + (14) - (18) - (21)	22				
留 保 控 除 個 別 帰 属 額 (別表三の二付表三「10」若しくは「37」又は0)	23				
基 準 個 別 留 保 金 額 (22) - (23)	24				